資料　６－１

「第５回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」

議事録（案）

日　　時：平成２３年２月１０日（月）　１４：００～１６：００
場　　所：航空会館　７０１・７０２会議室
出席委員：
大崎委員長、吉岡副委員長、和田代理（五野委員）、大河内委員、亀田委員、渋江委員、八木代理（武内委員）、中谷委員、前田委員、松尾委員、松島委員、松野（雄）委員、松野（勉）委員、三浦委員、森委員

【１】開会

【２】会議成立の確認
２名の委員が欠席であったが、委員代理を含めて過半数であったことから、会は成立している旨を報告。

【３】配付資料確認
事務局から配付資料の確認があった。

【４】前回議事録の確認
議事録（案）は、委員において事前に電子メールにて御確認頂いていることから、通読は省略。当該議事録（案）に対し委員からコメントはなく、（案）が外れ議事録となった。

【５】議題（１）：将来的な電気用品安全法に基づく技術基準体系の在り方について
①検討作業幹事会・分科会活動報告について
資料５－２に基づき検討作業幹事会の吉岡主査から概要説明があった。

続いて基本計画「７．２今後の課題」と資料５－２に基づき、経済産業省製品安全課の結城課長補佐から補足説明があった。
その後以下の質疑応答があった。

○大河内委員
利害関係者から以前、今回の検討内容と同じような内容で要望が出ていたとのことだが、家電製品協会からも同じような内容であったのか概略を伺いたい。
○製品安全課
電気用品安全法の第３条第二号にある省令で定める電気用品の型式区分に変更があった

ときは、第５条により大臣に遅滞なく届け出なければならない。その区分が詳細になっているので例えば基本計画冊子の１５頁に例示のある型式区分の１項目でも変われば大臣に届ける必要があり、現在年間約６万件ある。

現状の細かい届出が安全対策に結び付くものか、国が把握する必要があるのか、今後管理が行き届くのか、我々も疑念がある点について、経団連は法律改正で改善を強く要望していた。本要望の実現は、これまでの検討で法律改正でなくても品目の大括り化を適切に行うことによって対応という結論を得ている。

大括り化に関して、例えば基本計画の参考－１２ページ（電気用品安全法施行令別表第二第七項（１１）～（３０））にある電気トースター、電気ロースター等家庭用調理器の場合、トースター機能のある電子レンジ等の複合製品だとどこで読むのか、電気たこ焼き器は電気用品であるが電気いか焼き器はどうか等の個別な不毛の議論になりがちである。こうしたことを踏まえ、一般消費者の安全確保の観点、事業者が安全な製品を供給する観点から品目を大括りした方がよいと思われる。電気製品は急速に進化して、例えば一昔前ではプリンターとスキャナー等の別々であった製品が今日では一体化した複合製品になった。このように、今後新たな複合製品が出てきた時に規制措置しようとすると、政令改正の手続きのために、その後約２年間は必要となる。実際、発光ダイオード（ＬＥＤ）の場合について言えば、平成２１年度に市場に出回ったが、安全規制は平成２３年度に施行が予定されている。タイムラグが生じることは、今のルールではやむを得ないが、この状況は改善すべきものである。時代を先取りする体制づくりが一般消費者も供給者側も規制当局も一番よいという主旨の家電製品協会の提言であった。

〇森委員

前から気になっていたが、直流電源で稼働する家電製品は今回の検討対象か、まだこれから先に検討するのか。

〇製品安全課

現在の電気用品安全法では第二条に電気用品の定義が規定されており、第一号の一般用電気工作物は換言すれば、家庭のコンセントに繋がるものであって政令で定めるもの、第二号の携帯発電機と第三号の蓄電池に限定している。従って、直流機器は法の定義から外れている。バッテリーで稼働する携帯用音楽プレーヤなどは、一般法である消安法でカバーされる。今後法改正の課題として検討していきたい。

〇澁江委員

品目の大括り化は検討課題が多いので特別ＷＧを作ると説明があったが、今回資料５－４「品目大括り化及び法令手続き合理化アクションプラン骨子」があるが、アクションプランを作成することまでが特別ＷＧの作業か。

〇製品安全課

敢えて骨子としたのは、品目大括り化関連については、技術基準の性能規定化と違い、色々な検討課題があることから、検討内容を明確にするため、骨子を作成したものである。この内容をもって検討課題が明らかとなったので、この検討に参加できる方を自薦・他薦を問わず候補者を募りたい。今年度内に組織し、この骨子を基に内容を検討し、スケジュール、体制を加えアクションプランを策定していく予定である。アクションプ

ラン策定には、検討内容も深く昨年１２月の限られた期間内で方向性を出すためには、特別ＷＧとして骨子を仕上げる必要があり、資料５－４のような形に留め置いた。

②技術基準性能規定化アクションプランについて

資料５－３に基づき検討作業幹事会の吉岡主査から概要説明があった。

引き続き経済産業省製品安全課の結城課長補佐から補足説明があった。
その後以下の質疑応答があった。

〇三浦委員

製品安全課の説明を聞いて、電気用品安全法上の性能要求が今後高くなる、幅広くなると言う意味で製造者側はすごく大変だと感じた。具体策であるアクションプランの１４頁「５．２．１リスクインフォームド安全設計」に、通常使用でなくても使用する側が失敗するかもしれないことをできるだけ予見して、危害のないよう安全に機能する構造にするように文書で謳うことは消費者側として一番良かった点と思うし、消費者側もきちんと取扱説明書を読んだりして約束事を守る必要もある。現時点でどれ程すばらしい基準を作ってもどんな誤使用があるかそれでも分からないことがあると思う。法律改正の新しい動きについて過去の失敗も踏まえて一般国民に知らしめていかなければならない。ＷＧでの基準作りとか、買った製品がどのように製造されてどういう法律で規制されているか消費者は殆ど知らないし、分かる状況にない。どのように分かりやすく伝えるか、実行しないと意味がないのでアクションプランの最後としてどのように伝えて消費者に理解していただけるかは重要だと思う。過去のパブリックコメントで意見がなかったと聞くが、パブリックコメントの存在自体を消費者は知らないのでその辺りの周知方法の検討をお願いしたい。

〇製品安全課

現在の電気用品安全法と改正前の電気用品取締法において、安全確保に関する事業者、国の役割分担は大きく変わった。しかし、電気用品安全法の改正時に政省令は変更する必要がなかったことから、現場サイドでは、旧法の運用の名残がみられる場合がある。平成２３年は電気用品安全法改正１０周年の節目なので、事業者に対して、電気用品安全法の法令業務を適切に遵守するためのガイドを通達として出すことを予定している。それをテキストとしてホームページを始め、色々なチャンネルを通じて周知活動に力を入れたい。

〇松尾委員

５．２項の一般要求事項（安全原則）はかなり網羅的で理想的な最終の形のようだが、この一部が現実的な性能規定に変わっていくのか。

〇製品安全課

現実的な規定から入ってしまうと思考が狭くなるので、手順としてまず理想的な規定を作っていくこととしている。現在の技術基準と合わない部分があればリストから外すが、課題の抽出のため課題リストに残す。理想的な規定と現実的な規定を同時に作るのでは

なく、現実的性能規定を新しい技術基準として、当初の階層化のトップ文書とする。さらに、理想的規定と現実的規定の差分を将来的な階層化の際のトップ文書に付け加える。

〇松尾委員

時代の趨勢によっては、例えばソフトウェアの安全性等、はみ出た部分も現行の理想的なものに入れる可能性もあるのではないか。

〇製品安全課

将来的には、入れ込むが、現在の体系を2段階で、ニューアプローチに持っていくことを考えると、第一段階は現状安全規制の階層化を速やかに行うことが得策と考えている。

〇大河内委員

ISO/IECガイド51を基本にしているが、世界標準は既に理想的な基準に合わせていて流通とか生産はそれで行われているのか。

〇製品安全課

世界標準は既に理想的な基準になっているが、各国がそれを採用しているかは別である。ヨーロッパは比較的採用しているが世界的には必ずしもそうなっていない。

我が国の現状の安全規制では、IECガイド104に規定される映像や音関連の危険源に関するものは規定されていない。今回策定する基準は世界標準を目指している。

③品目大括り化及び法令手続き合理化アクションプランについて

資料５－４に基づき検討作業幹事会の吉岡主査から概要説明があった。

引き続き経済産業省製品安全課の結城課長補佐から補足説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

〇松尾委員

品目指定のネガティブリスト化と言いながら、法律上はポジティブリストになるのか。またバスケットクローズ的な項目について対応する個別技術基準は制定するのか。そうでなければあらゆる機器が対象になる可能性があるがどう調整するのか。検査機関が実施すべき具体的な方法について検査機関が主体で判断するのか、ある程度原則的な基準を作っていただけるのか。どういうイメージになるのか。

〇製品安全課

電安法は、第２条で定義しているように、危険なものに限定して指定している。なお、今回の見直しでは、基本的にコンセントに差し込んで使う電気製品を対象とすることとしていることから性能規定化して対応する。個別の基準をどうするかは一つの課題だが、欧州のニューアプローチにおけるNotified Bodyのあり方も今回の見直しの一つのテーマになる。我が国の検査機関の試験能力の高度化が要求される。我が国の検査機関は、今後自ら性能要求に対する試験要領、試験手順を自ら作成する必要があると考える。現在は、規制していない家庭用ロボットのように何も個別基準がないものに対しては、ゼロから作りあげることも重要である。そのためにも該当基準を階層化してある程度一般要求事項を文書化しておけば、そこから適切に判断できると思われる。

【６】議題（２）：技術基準の改正に関する検討について

①２項基準の改正案について

資料５－５に基づき経済産業省製品安全課から説明があった。

特に質疑・意見はなかった。

【７】その他

事務局から以下のとおり次回の予定につき説明があった。

〇事務局

今回審議いただいた品目大括り化及び手続き合理化に係るアクションプランの作成と性能規定化のアクションプランの分科会活動状況を、次回５月中旬を目途に御報告することにしたい。次回の開催予定については、後日日程調整を行った上で、決めていきたい。

以上